

第十九回国会 大蔵委員会 議録 第二十五号

(五〇〇)

昭和二十九年三月十九日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君

宇都宮 徳馬君 大上 司君

大平 正芳君 小西 貢松君

島村 一郎君 若米 地英俊君

福田 越夫君 藤枝 泉介君

堀川 恭平君 池田 清志君

福田 繁芳君 佐々木 更三君

柴田 義男君 春日 一幸君

平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君

大蔵事務官 渡邊 喜久造君

(主税局長) 関税局長官 平田 敬一郎君

委員外の出席者

議員 長谷川 保君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第十五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第十六号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第十七号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第十八号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第十九号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十号)

骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十一号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十二号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

入場税法(内閣提出第三十号)

しやし織維品の課税に関する法律案(内閣提出第三十九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五十三号)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十一号)

関税法(内閣提出第六十五号)(予)

国稅徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十七号)

關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第七十一号)

〇千葉委員長 これより会議を開きます。

本日の日程にあります所得税法の一部を改正する法律案外十五税制改正法律案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。

この際お諮りいたしますが、ただいま厚生委員の長谷川保君から、消費生活協同組合に対する課税問題について委員外の発言の許可を求められておりますが、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇千葉委員長 御異議ないようでありますから、長谷川君の委員外発言を許可いたします。長谷川君。

〇長谷川保君 諸君御承知のように、いわゆる福祉国家、デンマーク、スエーデン、英国、ニュージーランド、カナダ、その他の国々におきましては協同組合がきわめて発達しております。それが健全なる国家の柱になつてゐることは御承知の通りであります。また共產主義国家におきましても、同様に、レーニンが革命後協同組合をつぶしましたけれども、再びこれを復活し、さらにまた中国におきましても、いわゆる合作社といひまして、これが中国社会の健全な発展の大きな基盤になつております。わが国におきましても、早くこの制度を取り入れましては、いわゆる農協の面におきましては相当進歩いたしました。が、都市の消費生活協同組合におきましては、この発達がいわめて困難であります。長い大蔵省の御努力にもかかわらず、今日微力であります。これは世界の趨勢から考えましても、われ／＼といひましては何とかこれを健全な発達をさしたいといふふうな長年努力して参つたのであります。が、そういうような意味におきまして、厚生委員会におきましては、ただいま消費生活協同組合に対してする改正案を提案し、審議いたしております。昨年第十六国会におきまして、七月二十九日の当委員会におきまして租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正に關する

の附帯決議が行われました。当時の附帯決議は、

一、協同組合の分配金のうちの事業分量に應ずる分配金と出資に対する分配金の計算方法については法人税法第九条第六項の規定の趣旨に背反するような取扱は速かにこれを廃止するよう政府に強く要望する。

二、消費生活協同組合に対する課税についてはその非営利法人としての性格にかへりみ最も近い機会において改正すべきことを要望する。

こういうような御決議をしていただいたのであります。われ／＼といひましては、今国会に租税特別措置法の改正案が提出されるにあたりましては、これが十分受入れられておることと存じておつたのであります。ところが今国会提出の租税特別措置法の一部改正案に對しましては、当委員会の昨年七月二十九日の決議が遺憾ながら取入れられていない。どういふ理由をもつてこういう附帯決議を無視されたか、まず大蔵当局に伺ひたいのであります。

〇渡邊政府委員 生活協同組合につきましては、その後われ／＼におきましても実態をいろいろ検討してみたのですが、現実には、現実にあります生活協同組合の非常に多くのものと私は考えておりますが、そのものが法令の規定に違反してゐるということになるのかも知れませんが、非常に員外取引を盛ん

にやつてゐる。それで必ずしも生活協同組合の法規通りにやつておりませんし、それに対する取締り等も非常に不完全なものでございまして、あの案のままで生活協同組合を特殊な扱いをいたしますと、隣同士で並んでゐまして、普通の小売をやつてゐる人と協同組合の看板をかけてゐる人とがほとんど違わないといつたような案が現実には今見えるものでございまして、お話の点は確かにわれ／＼もわかるのでございまして、どうも現実の案において、生活協同組合という案のままですぐ特殊扱いをすることがはたして妥当であらうかどうか、非常に疑問を持つておりますものですが、から、もう少し検討した上で、あるいは生活協同組合における法の取締りといった面も並行してお願いしなければならぬのかも知れませんが、その方と相まつとか、あるいは何とかしなければ、ちよつと現状のままでもつて、理論の上でそれが非営利法人だといふことのゆゑに特殊扱いをするといふものもいかにあつたらうか、こういうような感じで、今回の案におきましては、もう少し検討させていただきたいという意味で本案に提案することとをいたさなかつた次第でございまして。

〇長谷川保君 もし今日の消費生活協同組合といふものを従来の通りの扱い方として参りますならば、これは従来の経験から発達しないのはあたりまえ。そこでわれ／＼はあらゆる面から見まして、この制度が発達するように

努力しなければならぬ。そのために、今日厚生委員会において、この問題の改正案を政府も提案し、われ／＼議員といたしましてもこれが徹底的な修正案を今作成中であります。今のお話のような面もございすけれども、そうなるて行かなければならなかつた、そういう点におきましては、つまりこの消費生活協同組合の制度に對する国家の保護、指導、発展をさせるような法ができてなかつた。そういう意味で、この租税関係も私どもは重大な問題といたしまして、非常にこの改正を長い間要望しておるわけでありす。

金制度を設ける理由といたしましては、従来租税の過納及び誤納等を還付いたしておりましたのを、い／＼整理の都合があつて、正確に国の税収を把握するといふ立場からこの制度を新しく設けようといふのであらうと思ひますが、ここで問題になりますのは、こういう新しい制度を設けねばならぬような過納、誤納、こういうものが一体どういふことから起りつつあるかといふ点について、一応御説明を願ひたいと思ひます。

〇渡邊政府委員 現在の過納納の関係であります。まず簡単に結論を申し上げますと、一番最近金額が多くなつておりますのは、税制が数年前から改正になりまして、たとえば法人でございまして、青色申告の場合ですが、損失が起きました場合におきまして、従前ですと、損失が起きますと、その損失を翌年度以降に利益があつた場合に於いて納める税金からこれを差引いてよろしいといふたやうな制度になつていたのでありますが、二十五年のシャウパ勅告による改正から、損失が起きましたときに、その前の年に相當の利益があり、税金を納めた場合におきましては、翌年を待たないで、前の年に納めた税金からその損失を埋める意味において差引ける、すなわち前の年に納めた税金を返してやる、こういう制度が入つておりますことは、井上委員御承知の通りでございます。これがやばい最近における景気が相當大きく波を打ちますものでございすから、たとえば数年前ですと、税収が非常に多かつた年があり、その次に非常に赤字になつた年がある、こういういつたやうな関係が、やはり一つの過納納扱いの中

に入つて一緒になつておりまして、これが一番金額が大きいのであります。これがやはり相當の金額になりますから、過納納払いもどし金として払い出される金額が最近において非常にふえて来た、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

〇井上委員 この二十七年年度の分から二十八年度に繰越しました滞納税額及びこの件数、それからその滞納処理をいたしました処理件数といふものは、わかつておりますればそれをお示し願ひたい。それから時間がかりから、あとから資料としてお出しを願ひたいと思ひますが、私の方で調べたところによると、二十七年年度から二十八年度に繰越しました滞納件数は約七百万件に上つて、その金額は一千億に近い金額になつておるといふことであります。かくのごとき膨大な繰越滞納件数及び金額といふものは、一体どういふわけで、それが起り得るか。またただいま質問いたしました過納納といふやうな件数も、いろいろ理由がございまして、いろいろ理由がございまして、他にはあります。それは政府は、現在定員法の一部を改正する法律案を提出いたしまして、税務職員を五万九百六十九名といたして、八百二名ほど定員を削減しようとする方針を立てておるやうであります。さらにはなほ、能率化という美しい名前のもとで、国税徴収に重大な影響を持つておる国税局関係の各機関を整理統合する、あるいは税務職員をたゞいま申したやうに整理する、こういうことをやろうとしておるやうであります。現在国税局の職員は、概数五万二千名くらいじやないかと思ひますが、この五万二千名の徴税関係の費用は百五十億に上つておるといわれており、十一国税局と五百四税務署及び協議本部及び支部、税務講習所等にわかれておりますが、最近の税務行政の複雑化、特に申告所得、法人税、消費税の関係を調べてみますと、申告所得税において、私の調べたところによると、調査担当の職員は一人当たり三百六十人を対象としておる。そこで受持ち分量が非常に多い関係から、課税の基礎となる実額調査の割合はわずかに二割しか調査されておらぬ。あとの七、八割といふものはほとんど推定課税を行つておる。また法人税は職員一人について五十人の法人を担当しておる。さらに消費税においては、八百五十人の職員でもつて約六万の消費税を納める事業場を調査しておる。こういうことからいひましたし、その受持ち事務分量がものすごく多い。このことから徴税事務上非常に支障を来しておるといふことを、私はこの事実に基づく数字によつてうかがうことが出来ますが、国税庁長官はこの実態をどうお考えになりますか。申告所得税においてわずかに二、三割しか課税の基礎となる実額調査が行われていない。あとは推定課税を行つておる。また法人税においてもほとんどが完全なる調査が行われていない。そういう実態において職員を整理するといふことで、はたして徴税の円滑なる事務が遂行されるとお考えになつておりますが、国税庁長官の御所見を伺ひたい。

〇平田政府委員 徴税の困難性に関しまして非常に御理解のある御質問を受

けまして、はなはだ感銘に存する次第でございます。今御指摘のやうに、所得の調査の方も、それから徴収の方も、率直に申し上げまして現在もなお非常に繁忙をきわめて、十分な手が届かないといふ状況にありますが、これはお話のやうなところではないかと私も思つてゐる次第でございます。滞納の方も、御指摘のやうに二十七年年度の数字でございすが、二十七年年度の数字でございすが、二十七年年度は二十六年度から約千百億程度滞納を繰越しまして、それが前年度末に千億

〇渡邊政府委員 現在の過納納の関係であります。まず簡単に結論を申し上げますと、一番最近金額が多くなつておりますのは、税制が数年前から改正になりまして、たとえば法人でございまして、青色申告の場合ですが、損失が起きました場合におきまして、従前ですと、損失が起きますと、その損失を翌年度以降に利益があつた場合に於いて納める税金からこれを差引いてよろしいといふたやうな制度になつていたのでありますが、二十五年のシャウパ勅告による改正から、損失が起きましたときに、その前の年に相當の利益があり、税金を納めた場合におきましては、翌年を待たないで、前の年に納めた税金からその損失を埋める意味において差引ける、すなわち前の年に納めた税金を返してやる、こういう制度が入つておりますことは、井上委員御承知の通りでございます。これがやばい最近における景気が相當大きく波を打ちますものでございすから、たとえば数年前ですと、税収が非常に多かつた年があり、その次に非常に赤字になつた年がある、こういういつたやうな関係が、やはり一つの過納納扱いの中

に入つて一緒になつておりまして、これが一番金額が大きいのであります。これがやはり相當の金額になりますから、過納納払いもどし金として払い出される金額が最近において非常にふえて来た、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

〇井上委員 この二十七年年度の分から二十八年度に繰越しました滞納税額及びこの件数、それからその滞納処理をいたしました処理件数といふものは、わかつておりますればそれをお示し願ひたい。それから時間がかりから、あとから資料としてお出しを願ひたいと思ひますが、私の方で調べたところによると、二十七年年度から二十八年度に繰越しました滞納件数は約七百万件に上つて、その金額は一千億に近い金額になつておるといふことであります。かくのごとき膨大な繰越滞納件数及び金額といふものは、一体どういふわけで、それが起り得るか。またただいま質問いたしました過納納といふやうな件数も、いろいろ理由がございまして、いろいろ理由がございまして、他にはあります。それは政府は、現在定員法の一部を改正する法律案を提出いたしまして、税務職員を五万九百六十九名といたして、八百二名ほど定員を削減しようとする方針を立てておるやうであります。さらにはなほ、能率化という美しい名前のもとで、国税徴収に重大な影響を持つておる国税局関係の各機関を整理統合する、あるいは税務職員をたゞいま申したやうに整理する、こういうことをやろうとしておるやうであります。現在国税局の職員は、概数五万二千名くらいじやないかと思ひますが、この五万二千名の徴税関係の費用は百五十億に上つておるといわれており、十一国税局と五百四税務署及び協議本部及び支部、税務講習所等にわかれておりますが、最近の税務行政の複雑化、特に申告所得、法人税、消費税の関係を調べてみますと、申告所得税において、私の調べたところによると、調査担当の職員は一人当たり三百六十人を対象としておる。そこで受持ち分量が非常に多い関係から、課税の基礎となる実額調査の割合はわずかに二割しか調査されておらぬ。あとの七、八割といふものはほとんど推定課税を行つておる。また法人税は職員一人について五十人の法人を担当しておる。さらに消費税においては、八百五十人の職員でもつて約六万の消費税を納める事業場を調査しておる。こういうことからいひましたし、その受持ち事務分量がものすごく多い。このことから徴税事務上非常に支障を来しておるといふことを、私はこの事実に基づく数字によつてうかがうことが出来ますが、国税庁長官はこの実態をどうお考えになりますか。申告所得税においてわずかに二、三割しか課税の基礎となる実額調査が行われていない。あとは推定課税を行つておる。また法人税においてもほとんどが完全なる調査が行われていない。そういう実態において職員を整理するといふことで、はたして徴税の円滑なる事務が遂行されるとお考えになつておりますが、国税庁長官の御所見を伺ひたい。

〇平田政府委員 徴税の困難性に関しまして非常に御理解のある御質問を受

けまして、はなはだ感銘に存する次第でございます。今御指摘のやうに、所得の調査の方も、それから徴収の方も、率直に申し上げまして現在もなお非常に繁忙をきわめて、十分な手が届かないといふ状況にありますが、これはお話のやうなところではないかと私も思つてゐる次第でございます。滞納の方も、御指摘のやうに二十七年年度の数字でございすが、二十七年年度の数字でございすが、二十七年年度は二十六年度から約千百億程度滞納を繰越しまして、それが前年度末に千億

〇千葉委員 井上良二君。〇井上委員 私は国税収納金整理資金に関する法案、国税徴収法の一部改正、この両案にまたがりまして質問をいたしたいのですが、政務次官はまだお見えになりませんので、事務当局に伺ひますが、この国税収納金整理資金に関する法律案は、こういう新しい資

金制度を設ける理由といたしましては、従来租税の過納及び誤納等を還付いたしておりましたのを、い／＼整理の都合があつて、正確に国の税収を把握するといふ立場からこの制度を新しく設けようといふのであらうと思ひますが、ここで問題になりますのは、こういう新しい制度を設けねばならぬような過納、誤納、こういうものが一体どういふことから起りつつあるかといふ点について、一応御説明を願ひたいと思ひます。

〇渡邊政府委員 現在の過納納の関係であります。まず簡単に結論を申し上げますと、一番最近金額が多くなつておりますのは、税制が数年前から改正になりまして、たとえば法人でございまして、青色申告の場合ですが、損失が起きました場合におきまして、従前ですと、損失が起きますと、その損失を翌年度以降に利益があつた場合に於いて納める税金からこれを差引いてよろしいといふたやうな制度になつていたのでありますが、二十五年のシャウパ勅告による改正から、損失が起きましたときに、その前の年に相當の利益があり、税金を納めた場合におきましては、翌年を待たないで、前の年に納めた税金からその損失を埋める意味において差引ける、すなわち前の年に納めた税金を返してやる、こういう制度が入つておりますことは、井上委員御承知の通りでございます。これがやばい最近における景気が相當大きく波を打ちますものでございすから、たとえば数年前ですと、税収が非常に多かつた年があり、その次に非常に赤字になつた年がある、こういういつたやうな関係が、やはり一つの過納納扱いの中

に入つて一緒になつておりまして、これが一番金額が大きいのであります。これがやはり相當の金額になりますから、過納納払いもどし金として払い出される金額が最近において非常にふえて来た、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

〇井上委員 この二十七年年度の分から二十八年度に繰越しました滞納税額及びこの件数、それからその滞納処理をいたしました処理件数といふものは、わかつておりますればそれをお示し願ひたい。それから時間がかりから、あとから資料としてお出しを願ひたいと思ひますが、私の方で調べたところによると、二十七年年度から二十八年度に繰越しました滞納件数は約七百万件に上つて、その金額は一千億に近い金額になつておるといふことであります。かくのごとき膨大な繰越滞納件数及び金額といふものは、一体どういふわけで、それが起り得るか。またただいま質問いたしました過納納といふやうな件数も、いろいろ理由がございまして、いろいろ理由がございまして、他にはあります。それは政府は、現在定員法の一部を改正する法律案を提出いたしまして、税務職員を五万九百六十九名といたして、八百二名ほど定員を削減しようとする方針を立てておるやうであります。さらにはなほ、能率化という美しい名前のもとで、国税徴収に重大な影響を持つておる国税局関係の各機関を整理統合する、あるいは税務職員をたゞいま申したやうに整理する、こういうことをやろうとしておるやうであります。現在国税局の職員は、概数五万二千名くらいじやないかと思ひますが、この五万二千名の徴税関係の費用は百五十億に上つておるといわれており、十一国税局と五百四税務署及び協議本部及び支部、税務講習所等にわかれておりますが、最近の税務行政の複雑化、特に申告所得、法人税、消費税の関係を調べてみますと、申告所得税において、私の調べたところによると、調査担当の職員は一人当たり三百六十人を対象としておる。そこで受持ち分量が非常に多い関係から、課税の基礎となる実額調査の割合はわずかに二割しか調査されておらぬ。あとの七、八割といふものはほとんど推定課税を行つておる。また法人税は職員一人について五十人の法人を担当しておる。さらに消費税においては、八百五十人の職員でもつて約六万の消費税を納める事業場を調査しておる。こういうことからいひましたし、その受持ち事務分量がものすごく多い。このことから徴税事務上非常に支障を来しておるといふことを、私はこの事実に基づく数字によつてうかがうことが出来ますが、国税庁長官はこの実態をどうお考えになりますか。申告所得税においてわずかに二、三割しか課税の基礎となる実額調査が行われていない。あとは推定課税を行つておる。また法人税においてもほとんどが完全なる調査が行われていない。そういう実態において職員を整理するといふことで、はたして徴税の円滑なる事務が遂行されるとお考えになつておりますが、国税庁長官の御所見を伺ひたい。

〇平田政府委員 徴税の困難性に関しまして非常に御理解のある御質問を受

てなか／＼十分な手がまわっていないのでございすが、それにしまして、重点的に調査をするという方針を立てまして、できる限り能率を上げて行くことに努めているわけでございすが、そういう現状でありますことは御指摘の通りかと思つてございすが、ただ今度の行政整理に関連しまして、どうしようという問題を考えてたかというお尋ねが御質問の要点かと思ひますが、率直に申し上げます、私もやはり御指摘の立場というのを考えますと、今の状況では人を減らしてもらつて困る、できれば減らさないでもらいたいという気持ではあるのございすが、やはり行政整理は輿論でありますし、できるだけ私も内部で勉強いたしまして能率の改善をはかりまして、事務の簡素化、能率の改善、あるいは仕事の重点的な運営といったようなことに努めまして、この際といたしまして、やはり若干の程度は政府の方針に順応するのやむなしという趣旨で、私も行政整理に對しまして、御指摘の通りような定員法の改正と相なつた次第でございすが、率直に申し上げます、行政整理だけの関係で千九百人ほど一応減りまして、入場税と維持消費税の關係で千二百人弱ふえまして、差式八百人程度が純減になります、こういう整理になる次第でございすが、今の一般情勢から見ますと、その程度のもは順応するのもしつた方なし、税務だけの見地から申しますと、できれば減らしてもらいたくないと思つておりますが、率直な立場と結論を申し上げますと、そういう状況で

あります。
○井上委員 納税者の納得の上に正確な資料と調査に基いて適正な課税が行われておりますならば、われ／＼は何を言わんであります。ところが、ただいま申し上げました通り、ほとんどが推定課税を余儀なくされていゝという実情にあるわけでありまして、その結果は、あなたの方からは、できるだけ正確な調査と適正な課税を行うようにと、徴税事務に携つております職員に對して矢のような催促がされ、国民もまた正確な調査と適正な課税をやかましく主張いたします關係から、当然これに對して必要な調査及び合理的な査定を行うということが必至の問題になつてゐる。その上から来るものと、輿論がやかましく言うのと、納税者の不平と、この三つが税務職員に大きな負担をしてゐる。そのことがたとへば税務職員の健康状態をわれ／＼が伺つた場合、各官庁の中で税務職員が一番結核の罹病率が高い。実に一％という高率を示している。さらにまた超過勤務手当について調べてみましても、月に十五時間を超えてゐる。一体こういうことはあなた方は監督責任者としてどうお考えになりますか。それで一方では人員を減す。これはあなたの方では調へたかどうかと思ひますが、政府は戦前の基礎資料としていつも昭和十六年当時を以てしてありますが、この十六年以前の納税人員と現在と比べると、約二倍に上つてゐるその上法人、会社数は五倍に上つてゐる、滞納件数に三百倍に上つてゐる。これを昭和十六年当時の定員と今日を比べてみると、昭和十六年当時の徴税の実績と今日と

の比較をすると、少くとも税務職員は三十一万八千人を要する数字になつて来ます。それだけの人がおらぬと、これだけの仕事はできぬということになつて来る。それを定員法によつて、六万一千人ですか、五万一千人ですかにちよん切つてしまつて、さらに今度はまた行政整理によつて整理をしよう、こういうことになつてゐる。そこで申告所得税、法人税、あるいは消費税等の關係において、その課税が納税者をして納得、得心さす正確な調査と公正な課税の上に行つてゐるという自信をお持ちになつてゐるのか。現実に事業分量が非常に多くて、片っぱしから病氣になつて倒れ、働いても／＼働いただけのものをくれない。それに超過勤務はどん／＼課してゐる。役所にいへばどこではない、家に持つて帰らなければならぬ／＼調査ができないうこととさえ、われ／＼は至るところで聞くのです。これは完全に公務員法に違反することが平氣で行われてゐる。どううわけですか。筋がどだい合はぬ。だから納税者を納得させる適正な課税をやらすというのには、人的配置と組織、それから能率の運営のできる機構にしてやらなければいかぬのです。そういうことを考えずに、ただ片一方から行政整理を言つて来たから、そんならおつき合ひでこれだけ出さうか、そういうべらぼうな話はありません。行政整理は冗員整理であり、不要不急の事務分量をできるだけ能率化して行こうという点で整理するのであつて、現実に徴税の面においては人手不足で、能率は一向上つておりません。そういうのに、こゝで人をさらに

減らすというのはどういふことです。それでこの超過勤務手当は一体払うのですか、払ふのですか。その点をひとつ明らかにしてもらひたい。
○平田政府委員 率直に申し上げます、私の方から国会の方にお願ひしたいやうなことをお話しやつていただきましたやうな感じがいたしました。ただ私、そういう問題はもろ／＼無責任な態度ではなく、深刻な問題といたしまして、実はいろいろ検討もし、苦慮もし、実は考へてみたわけでございます、行政整理の問題、機構改革の問題は、率直に申し上げまして、一般に今の情勢はわれ／＼仕事の必要性から来る要請となつておられますので、その間の調整に実は私もいたしまして、その間の調整に苦心をいたしましたのでございすが御指摘のやうに、なるほど納税者の人数も非常にふえております。それからもう一つは、やはり税の負担率が高い、同じ所得税を払うにいたしましても、所得の一割くらいでしたら、それほど調査も厳密になくても何とかなと思ひます。三割も四割も税金でとられるというのになつてしまつて、ちよつとした課税標準の調査の差で、えらい大きな差が出てゐる。そうなつて来ますと、勢い納税者の方に深刻な影響があらまします。なか／＼簡単に話がきまらぬ。こういう点がありまして、二重の意味で戦前と比べて今では非常に仕事に仕事かふえております。税務官吏の数も戦前に比べて相当やばりふえておりますが、戦前は徴税を市町村でやつておりましたが、市町村の吏員で国税の徴税に従事したと認められ

る者これは推定でございすが推定で国税の事務にとれ／＼に従事したか調べてみますと、一万四、五千名が従事して来た。国の職員だけで、八千人くらいが従事してゐたのです。それが現在では、徴税も全部こちらでやるというのになつておりました。税務官吏が現在五万一千人くらいではないかと考へるのでございすが、この数が多いか少いか、これはいろいろ議論がございしますが、私も税務だけの見地から申しますと、これではまだ足らぬくらいに思つてゐるのでございすが、ただやはり一方におきまして、できるだけ事務の改善を行い、簡素化を行い、それから運用につきましても重点的な処理をはかりまして、徴税費をできるだけやほすといふやうに努めますことは、これまた私どもに課せられた要請ではないかと思つてゐます。そういう見地から行きますと、できるだけ少い人間で、できるだけいい仕事をする、経費もできるだけ少い経費で所期の目的を達する、こういうことにつきましても、やはり十分配慮し努力して行くべきやなからうかと実は思つてゐる。行政整理の改善という一般的な環境、行政能率の改善という一般的な社会的な要請のもとにおきましては、やはりこの際といたしまして、若干の人減らしをいたしまして、できるだけ計画よろしきを得て、能率を上げて、そういう要請にもこたへる必要があるのではないかと考へておるわけでありまして、ただおつき合ひということではなく、深刻に問題を考へた上で、実はそういう判断にいたした次第でございすが、それから非常に忙しので超過勤務

を大分やつておるじやないか、その超過勤務手当が出ていないじやないかというお話でございますが確かにそういうところもあるかと思いますが、この点につきましては、やはり今後できるだけ事務のやり方を考えまして、超過勤務の予算が不足をしない範囲内で、何とか仕事をまかなつて行くように努力してみたいと思つております。ただ勤務の秩序等の関係もありまして、なか／＼機械的な、工場のような仕事と若干違ひますので、理想的には行きがたいと思ひますが、方向としては、できるだけ勤務時間内に、まじめに働いて能率を上げ、勤務時間外の勤務はできるだけ少くいたしまして、いやしくも勤務時間外に残つた場合におきましては、できるだけ超勤は支給する、こういう方向で、事務計画、あるいは事務の動かし方等考えまして、理想に一步でも近づくような方向にやつて行きたいという趣旨で、現在いろいろ苦慮をいたしておる次第であります。

○井上委員 政務次官が見えましたが、ただいま私は国税の滞納及び過納、誤納の問題等に關連をいたしまして、現在税務署員が、雇ひの人員がさらに整理されようとしておる。問題は課税の適正な調査をいたしたために人員が非常に少い、そのために実際は二、三割くらいしか適正な調査檢討がされてない、あとは全部推定です。推定課税の結果が滞納をさらに一層多くし、また過納、誤納の問題を起しつゝあるのじやないか、こういうことをわれ／＼知るわけでありまして、このことについて国税庁長官は、他の行政整理と歩調を合す意味において、国税

庁關係において八百人の人員を整理する、こういうことはいいておるものであります。現在でも二、三割しか調査ができておるのに、さらに整理をして、それで国民を納得させることのできる課税が行われ得るかどうかという問題です。あなたは自信をお持ちですか。現実に二、三割しか正確な調査が行われていない、あとはほとんど推定課税の実情にある。そういう税のとり方が妥当な税のとり方とお考えになつておりますか。そうしてその上にさらに八百人を減す。もし奢侈消費物消費税ですかそれと入場税が実現した場合、それを担当する者千二百人という予定をしておるが、この法案が通らなれば減る。現に非常に大きな負担を税務職員にかけて、必要以上の能率を上げるようにしておるが、ただそれでおかつかつ六、七割は全然調査されておりません。こんな税のとり方を妥当な税のとり方と思つておるのか。そういうことを全然検討せずに、おつき合ひで整理したらいという考え方は、はなはだもつてのほかで、政府当局としてはどうこの実情をごらんになりますか、あなたの御意見を伺いたい。

平田政府委員 はなはだ恐縮でございますが、調査の実情を少しばかりつけ加えて申し上げさせていただきます。その上でお答えいたしたいと思ひます。個人の所得税につきましては、実額調査が二割程度しかできてない、これはもう井上委員のお話になる通りでございます。その他の納税者について全然調査してないのかということになります。実はそうではございません。その他の納税者につきましても、店舗等につきましてもある程度の調査はいたしておるのでございます。ただ調査の内容容程度等で、場合によりまして記載がなかつたり、あるいは御指摘のような十分な時間と税務官吏の数がなかつたり、そういうことのために調査のできないものも相当ございますが、そういう場合におきましては、一応各種の事情をできるだけ考慮に入れまして、最も有効と思われる調査を限られた時間内にいたしておりまして、それによりまして、課税をしておる。推定というお話でございますが、帳面がない場合はどうもやむを得ず推定せざるを得ないような事情もございまして、また今申し上げましたように、十分手の届かなかつた場合におきましては、売上げ金額等の調査だけで、収支を調べないで課税をする、こういう場合も事實上申し上げてある次第でございます。従いまして実額調査以外のものはまつたくでたためにやつておるというふうな受取られますと、私もちよつとあれでございますが、調査不十分の点がありはしないかという点でございます。私も率直に申し上げて、そういう点がないとは言ひ切れませんが、そういう点とを、先に私から申し上げさせていただきます。と存じます。

○植木政府委員 ただいま平田政府委員から申し上げたような実情にあるのでございまして、政府といたしましては、税の最も適当なる課税ということに、職員を指導しておるところなのであります。従ひまして最も適当な課税といへば、それは仰せのように、でき得るならば少しでもたくさんできる

納税者について実額調査と申します。か、帳簿を開き、十二分に推問その他研究もして、そうして課税額を決定して行くのが親切であり公平な課税ができるというふうな考えは、もちろんでございます。従ひまして、できるだけ税務職員について十分な人員を保持したいのでございまして、これもまた他面におきまして、税務職員の非常に勤勉なる努力によつて、でき得る限りの公務員の数減らして行きたいという国家的な大きな要請にもこたえらうという趣旨から、忍びがたきを忍んで、こうした整理も計画しておるわけでありまして、御承知のように五万有余の税務職員がおりますが、他の省のことを申し上げ上げてははなはだ失礼であります。従来比較的税務職員はよく働くというところが、昔からの伝統的な美風として世間からも称揚されておる点も、少からずわれ／＼喜んでおる次第であります。今後につきましても、この従来のいい風をさらに伸ばしまして、そうして足りない手の中からも、でき得る限り親切な適当な課税ができるようにして行きたい、かような指導方針で行きたいと存する次第でございます。

○井上委員 もう一点伺ひますが、あなたは大蔵税務当局として、税務職員が他の官庁職員よりも一層能率的に、かつより以上の仕事をしてくれておること誇りを感じておるが、その誇りの裏にあるものは、さきにも申します通り、他のいずれの官庁職員よりも結核罹病率が一番高いということ。それがこれに現れております。それから超過勤務が一番多いです。勤務手当を払わぬのも一番多いです。これは明らかに人事院規則に違反することであつて、当然支払ふべきものを払つてない。徴税事務は非常に重要な国家事務であり、職員がいかなる権力、圧力にも屈せず、い／＼な誘惑に負けず、課税を適正にやるためには、税務職員を不動の地位に置く必要がある。このところから税務職員に対しては他の官公庁職員よりも二割方高い俸給を支給し、それに伴う諸般の待遇を付与する。ということを一応きめてあつたのです。ところがその後各官庁の職階制その他いろいろ規則が改訂されるに及んで、最近では、税務職員の特別待遇というものはほとんど問題にならぬ実情に置かれて来ておる。これでは税務職員の事業分量の多いのと、非常に過勞に陥つておるということ、これを取巻く／＼な誘惑に打勝つだけの経済的な地位が保障されてないというやうな点から、非常に危険な立場に置かれておる。そういうときに、税務職員が汚職があつたという事で、片つぱしからそれを檢挙してしまへばそれでよいという事で、ではないと思ふ。そういう誘惑やそういう圧力に負けないだけの地位を保障しておく必要がある。それに対して一体あなたはどうお考えになつておるか。また国税庁長官は、この税務職員の待遇に対して一体どういう新しい対策をお考えになつておりますか。そうして具体的にどう一体実

現されようとしておりますか。この点を政務次官及び長官に伺いたい。

○平田政府委員 私から先に申し上げさせていだきたいと思ひます。税務官吏が非常に困難な仕事をやつておる、しかも厳正公平に、また親切に納税者に対処してもらわなければならぬといふことはお話の通りでございます。私もそのことをやかましく言つておるのでございます。それに應じて、できるだけ待遇の点については考へていただくのが当然ではなからうかといふ趣旨で、税務については、一般の役人と違ひまして特別職階ができております。これはたしか二十三年に新しくつくつたかと思ひます。その当時は、大体一般の場合に比べて号俸で六号ないし七号くらい差がついておりました。御指摘の通り、むしろ二割強くらいよくついていたかと思ひます。さういふ点に、たしかに公務員のベースも大分上りましたのと、上るに應じて、その開きを少くしたらどうかといふ外からの強い意見がございまして、最近では、その後の改正で四号俸だけの差をつけるという原則になつております。ところがこの原則が、私よく調べてみましたところが、必ずしもそのまま実行されてないといふので、昨年来よく調査いたしました。少くとも原則として認められております四号俸だけの差は、税務官吏全般にやはり差がつくようにしたいといふことで、号俸調整等の措置を人事院と協議いたしました。やつてもらつております。一部実行に移しておりました。が、なおまだ完全に解決しておりませんので、そういう点につきましても、解河をいたしたいと思つております。

それからもう一つは、税務官吏は何と申ししても、戦後に入りました関係で、若い職員が多いのでございまして、従いまして普通の役所でありまして、新陳代謝が行われましても、平均年齢が若干上まわるくらいのものであるかと思ひますが、税務職員は非常に若い層が多い関係上、平均年齢が徐々に上つて行くことは非常にいいことで、現在は二十七、八歳でございますが、私の理想は三十二、三歳くらいまでに行かないと、ほんとうのいい仕事はできぬと思つておるのであります。その関係もあつて、ゆだんしてありますとすぐ頭打ちと称してありますが、級の一番上になつてしまつて、つかえて昇級できなくなる、こういう事態が毎年生じて来ております。こういう点につきましても、これもやはり人事院と相談いたしまして、年齢が相当上り、経験を積みますれば、それに應じて給与をよくするといふことも、昨年も一部ございまして、が、今後もできるだけそういう措置を講じまして、税務官吏の待遇を実質的によくするように努めて参りたい、こういうふうな考へております。

それからもう一つは、結核の罹病率が多いといふことは、これも御指摘の通りであります。率直に申しまして、各役所の中でも税務職員の方が一番率が高い。労働基準監督署がそれに次いで高くなつておりますが、調べてみますと一番高い。この原因もいろいろ調べておりますが、御指摘の通り仕事が多忙に忙し。しかも期限付の仕事が多くて勤務であるといふこと、それからもう一つは若い職員が多といふこと、こういうところから来て

おと思つておりますが、結核対策等につきましても、部内におきましては予防対策もできるだけ考へる。さらになつた場合の療養所等の施設につきましても、予算の許す範囲内におきまして、できるだけの施設をよくいたしまして、そういうものに對しては、あつたかいは療養ができるようにしようので、非常に若干ずつではあります。改善をはかつておるところであります。このう点につきましても、今後相当私どもとしまして、主計局、大蔵省全体、あるいは国会の御理解を得まして、拡充する方向に持つて行きたいと思ひます。

○榎本政府委員 ちよつとお答え申し上げます。ただいまの井上委員の御質問は、まことに税務行政、あるいは税務職員に對して御理解の深い御質問で、私は税務職員を代表いたしまして、ほんとうに感謝の意を表しました。今後の方針をいたしましては、ただいま平田政府委員から申し上げましたように、ただいまの四号俸ばかりの差を原則として違へて行こうといふ、それさえ実行されておらない部分があるといふことであるから、さしあたりはまずその充実の点について努力しまして、今後につきましても、なお御趣旨の点に對しまして十分研究も遂げ、職員のためにできる限り努力しますとともに、職員をしてなお一層その職域で奉公の實をあげさせたい、かやうに考へておる次第であります。

○井上委員 私はどういふことを申し上げませんが、現実において税務職員は、絶対量が不足しております。不足しているところへ行政整理による政府の方針がきまつたから、単におつき合ひに、このくらいは出さねばなるまいだらうといふ、そういう甘い考へ方がけしからぬと思つております。現実に正確な調査や公正な課税を行う実態調査が行われておらない実情にあることを、一体何ゆゑに行政管理局にやかましく言われんのか。それよりも実はほんとうに国民の納得し、かつ税務事務を円滑に遂行して行くためには、これだけの定員がどうしても必要だといふもつと科学的、具体的に必要なる実需人員を出して、国会及び行政管理局に了解を求めて、無理のない仕事ができるような方法にやるべきではないか、そういう点について、もつと御検討を願うことを要求しておきます。

○山本(勝)委員 今の井上さんの質問はまことにごもつともな質問で、われわれからもよくお考へ願ひたいと思つたのでありますが、私は、その問題は確かに過労といふこともあるからそれもお考へ願ひたいし、もう一つは、税務官吏とか基準監督署の官吏が結核率が多いという理由は、仕事がおもしろくないといふ点がやはりあると思つた。仕事がおもしろく行かないといふのは、やはり税法上にも、税に無理がある。この税法の無理は、われ／＼国会議員の責任ですから、実際に当られた結果、こういう点に無理があるといふことでありましたならば、国会の方に十分知らせてほしい。その一例として考へられるのでありますけれども、滞納の焦げつけの処分、これが実際差押えられておる。しかしその税金を納めればつづけてしまふ。細々やつて行くといふ場合に、前の滞納の処理が二年間しか猶予がない。ところが滞納を二年間というのは、法律できまつておる。税務署の方で言うのですが、たまつての利子は払いたい意思がある。しかし二年間ではとうてい払えない。そうすると、もう少し長い期間で、幾らずつ払うという予定を立てて払つて行きたいという希望を持つておる者もたくさんあるのですが、法律上二年以上延ばせない。結局ある程度納めて行つて、二年来たときにやはり納められなかつた。次から次に延ばして行く。これより法律上しかたがないのだといふことを税務署で言われる。こういう点なども何とかしてくふうしていただいて、原則は二年でもいいですけれども、事案納めさせるといふ意思ならば、その期限をもう少し延ばして、もちろん滞納したのですから、ある程度の苦痛は普通のものよりも多いといふことは当然でありますけれども、とにかく細々と納められる程度に分納できるように、これを制度的にも考へてほしい、これをひとつ御考慮願ひたいのであります。それから先般主税局長に私は具体的な実例を申しましたけれども、きょうは国税庁長官が来ておられるが、時間がないから今お答えを求めませんが、ひとつきよう済んだあとでも御相談願つて、この席でなくてもいいです。が、結論を出していただきたいと思ひます。

○千葉委員 平岡忠次郎君。○平岡委員 生活協同組合法改正の厚生省案が目下厚生委員会を審議されておりました。その結果租税特別措置法中消費生活協同組合に対する課税につき、特別な措置をとらるべき旨が申し入れられておるのであります。その趣旨につきまして、先ほど厚生委員の長谷川保氏からる説明がありました。

私はこのことに関連しまして、政府の意向をただしたいと思つております。まず私は、消費生活協同組合に現在課税されておることが異例であろう、かような考えに立つております。率直に申し上げまして、協同組合に対する課税というものは、少くとも流通過程における点を考えまして不当である、かように考えております。具体的に言いますと、今のいわゆる小売のマージンとか問屋のマージンとかを組合員に利益として配分するという限りに限って、これは消費者の生活の合理化運動でありまして、決して課税の対象になるべき筋合いではないと思ふのであります。それから、その消費生活協同組合がその運動を進展させて行きますと、自己生産の段階に入つて工業生産をやつて行く場合、このときには、やはり他の私企業の生産工場との均衡上課税されるべきことはやむを得ぬと思ふます。そこで先進国を見まして、デンマークにおきまして、それからスエーデンにおきまして、イギリスにおきまして、今の流通過程における消費組合運動に対しての課税はやつておりません。ただやつた事実があるのは、戦時の特例法として、イギリスにおいて課税されたことがありま

す。日本もそれにならつて、戦時中の特例規定として課税されて来たというのを思い起していただきたいのであります。すでにその要素がなくなつておりますから、戦時特例は現在必要ではございません。そこであるべき元の状態に還元するのが至当であらう、かように考えております。ただ、昨日本委員会におきまして、消費生活協同組合の課税を特別措置によつて軽減し

てくれという申入れがあつたにもかかわらず、単なる附帯決議でその趣旨を尊重する点が明記されただけであります。そのときの理由といたしましては、主税局長からその程度にとどめるよりほかはないという理由としてあげられたことは、員外販売の弊害があるといふこと、それから消費生活協同組合の名をかたつてというのですか、名において、普通の小売業者が特定の官庁なり、あるいは学校なりの消費生活協同組合の請負をやつて、そこで普通の小売商に対して不当なるフェーヴァを与えることはいけないう点指摘されたのであります。そこで私は昨年のその事情を顧みまして、その点について現在の状況と比較して、今回この機会に、やはり特別措置によつて消費組合には課税せぬというのをくぎを打つていただきたいのであります。第一に、現在厚生省案として審議されてゐる消費組合の改正案におきましては、いわゆる擬態的消費組合、つまり小売商が消費組合の名をかりて営業するといふ点の弊害を除去するために改正案の第三条の三項におきましてそのことを禁止しております。第三条の第三項において今の名前を貸すことを禁止いたしました。ですからそれのおそれ何も何らございせん。それから員外販売の問題です。員外販売の問題は私は消費生活協同組合の純粋な立場において認めらるべきである、こういう見解を持つております。それはどういふことかと申しますと、要するに消費生活協同組合は合理的な仕入れによつて配給すべき物資の価格を安くするから、いふことがねらいでありますから、商品

のミニマム・コンペティションを必要とします。そこで播磨期にある小さな消費生活協同組合におきまして、やはりミニマム・コンペティションを満たす条件として、多少の今の員外販売を認めてもならなければ困る点があります。その点が消極的な理由です。それからもう一つ積極的な理由です。スエーデンがやつていますように、消費生活協同組合は、メンバーがふえればふえるほど合理化されますから、そういう点から、いわゆる員外者にも販売しまして、おおよそ一年のうち二回くらい期末に、その利用分量に比例して、今のいわゆる余剰品が消費者に返される際に、その余剰品を保留いたしまして、今の員外者をほんとうのメンバーにして行くという仕組みになつておりますが、そうした点で積極的な理由もあるのです。ところがこれは、小売商とかそういう問題との相対的な観点から政府も考慮しなければならぬことも私わかります。そこで今言つたように、員外販売はまかりならぬというように、今に頭を固定させて行く点だけはひとつやめてほしいのです。それを御承知の上で、実際の問題として小売商との権衡をはかるための配慮を必要とする、こういう相対的な意味でのあなたの議論でしたら、これに対してその問題をなお討議して行くといふことには、われわれはやぶさかではないつもりです。そこで今の問題点の員外販売の弊害といふものをどこで調和するかといふことになりませんが、私は、先ほど主税局長が長谷川さんの質問に対して、員外販売の問題に対しての制限というものが与えられる限りにおいては、この租税

特別措置法において、消費生活協同組合のための免税措置をとる点に対して大いに好意的検討を加えるといふふうに乗つたのであります。今まで消費生活協同組合以外の協同組合に員外販売を二〇%までは認めるという規定がありました。ですから、そうした点を今度の消費生活協同組合法の改正に厚生委員会の方で盛つていただきました。そこで租税特別措置法による緩和を考へていただきたい。具体的に申しますと、消費生活協同組合の現行法では、第十二条の三項で員外利用を禁止してあるのです。ですから、私がただいま申し上げましたような消極的理由並びに積極的理由から、この全面的な員外利用の制限を二〇%くらいに緩和しまして、そういう措置の上で今の税法上の臨時措置を考えていただきたいといふことであります。それからもう一つ予想される一つの反対は、こういう点であらうと思ひます。それは中小企業等協同組合といふようなものが、又これを機会に免税要求を出して来やせぬかといふようなことをお考えになつておらうと思ひます。しかし今の消費生活協同組合は中小企業等協同組合とは全然異なる特質があります。それは消費生活協同組合は営利を目的とする事業を行つてはならないといふことを規定しておるのであります。その点で十分区別される理由があります。私はこういうような点を当局においてどうぞ御勘案くださいまして、この今回の改正に、ぜひこの消費組合に対する減税特別措置をやつていただきたいと思ひます。大蔵大臣が今の施政方針の大綱としまして、いわゆる生活の合理化といふことを声を大にして主張されております。私は今の予算の性格がいわゆる財政インフレであり、また金融デフレである性格にかんがみまして、消費者自身の一つの生活の防衛が、この消費生活協同組合を通じてなり、こうした今の当局の施政方針といふものに対応して出て来る機運が醸成されなければならぬと思ひます。今の予算では財政インフレ、金融デフレの性格があるわけですから、こうしたところで大蔵大臣の意向に沿うために、こうした消費者の自主的な生活の防衛態勢、合理化態勢といふものは大いに育成をしなければならぬと思ひます。こうした意味におきましてこの点を当局は積極的に御検討くださいますよう特にお願ひします。それから課税の特例法で消費生活協同組合のためにする租税特別措置がなされたとしても、連合会並びに単位組合で減税されるべき金額はわずかに千二百九十八万にすぎません。ですから影響もございせん。しかし協同組合自身の持つ好ましき萌芽は、減税の少額とは逆に無視できないのでありますから、この点は特に御配慮をいただきたいと思ひます。主税局長の御答弁を願ひます。

○渡邊政府委員 消費生活協同組合につきましては、昨年の当委員会におきましていろいろ御議論があつたことを私よく存じ上げております。同時に附帯決議がございましたことも、もちろん私承知しております。実は今回提案いたしました際におきましていろいろ検討してみたのでございますが、先生ども申し上げましたように、現実の案におきまして、個々の消費協同組合が員外取式をやつてゐる、しかもわれ

われの方で幾つか調べた事例——これはおそろく平岡委員をもつてすれば、一番悪いところが調べられたのだといふふうにお話になるのじやないかと思ひますが、幸か不幸か、われ／＼の方でもつてほんとうにアトラダムに調べに組合は、組合員に対する取式とか、組合員外に対する取引とかいうことについては全然関心を持つておりません。とにかく来た人に売っている。それで看板は消費協同組合。こういう姿になつてゐるのがかなり目につきます。そうなつて参りますと、企業組合の問題で昨年御審議をしていただいた、いろいろ御議論もあつた同じような姿におきまして、協同組合の形態があるがゆゑに規制がないということになれば、企業協同組合においていろいろなめた／＼と同じようなことがまたそこに出て来ることはありはしないか。結局制度そのものについては、相対われ／＼もその純粋な性格が考えられるのですが、それがいろいろ／＼悪用される危険があるといつたような場合におきまして、われ／＼としましては、よほどそこを慎重なものを考えなければならぬまい。それから平岡委員の主張のように、消費生活協同組合に対する規制はすべきでないという御議論の根拠が、その非営利性にあるといふようなことになつて参りますと、組合員外に普通の御価格で売りますが、それに對しては払いもどしも別に何にもしてない、結局残つた剰余金というものは組合員の中に何らかのかつこうで配分されるとすれば、あるいは本来の趣旨には必ずしもそれが入つていないかも知れませんが、現実の姿として、は、かつこう営利的なものがその組合

員の中に分配されるのではないだろうか、こういうような姿が実は相当目についておるのであります。従ひましてわれ／＼としまして、特に員外取引のものについてははたしてどうだろうか現在の消費生活協同組合法を拝見いたしますと、監督官庁の許可がなければ員外取引はできない。監督官庁が一体どういう方針でもつて許可しているかといふことを伺つて参りますと、今まで伺つたところでは、たとえば山間僻地でもつて協同組合これは主として職場の協同組合かもしれないが、そういうものがあつて、ほかには大して小売業者のような施設もない。従つて組合員以外であつてもそこで買わざるを得ない場合でありまゝとか、きつめて限定した場合には限られてゐるというお話を聞きます。そうしますと、員外取引といふものはそれだけに限定されるならば、あるいはその目に角を立てるほどの大きな問題ではないかと思ひますが、東京都内なんかで、ある消費協同組合が員外取引を相当大幅に平気でやれるといふことになりまして、監督官庁といひまして、二割といひましても、はたして二割かどうかといふ点の取締りに突はなかつたかと思ひます。う点があるのではないかと思ひます。そうなりますとおそろく付近の小売商との関係などから見まして、かなり問題が出て来るのではないだろうかといふ点で、私はよほど慎重に考へて行かなければならぬものじやないかといふふうにお考へておられます。

○平岡委員 員外取引した分から上る利益を員外を除いたメンバーだけに配付する懸念があるとあなたはおつしやいましたけれども、もしその懸念があら

りますれば、これに法制化してもよろしうございませう。今の二割なら二割といふものは、今の消費生活組合が積極的にメンバーを獲得するために各国で行つてゐることであります。たゞその剰余金は員外取引の方にももどしてやる。実際この制度の中でやつておられますのは、員外取引の方にもいゝ利用した分量に對してしまつて剰余金をもどしてやります。その剰余金をもどす際に、それを出資に振りかえるという措置をやつておられます。ですから、今言つたきつめて山間僻地の特例だけでなしに、やはり消費組合運動自身の一つの要素として、員外取引をある制限のもとに許容するといふことが望ましいと思つてゐます。ですからそれを無制限に、どつちかといふと員外の方が本来の組合員の利用率より多いといふようなことでは困ります。けれども、ほかの協同組合にも例がございませうから、その点は二〇%なら二〇%に制限するといふこと、それから員外者の利用分に対しては剰余金を配分する、こうした法的規制を設けてその点を調和していただくような措置が望ましいと思つてゐます。そういう法的制の問題は、ちやうどここに長谷川さんもおられますし、厚生委員会の方で検討していただいて、そういう今の前提的な事柄は御了承いただかないと、渡邊事務局長は、今の員外はいいないものだと頭からきめてかかつていますけれども、協同組合の各国の例は、そうしたきつてなことをしておられます。しかしその本道を踏みはずすこともしないものであります。ですからその点に關する限りは、渡邊さんの再考を私は要望せざるを得ないのであら

ます。

○渡邊政府委員 どうも私の方で調査しました幾つかの事例が、あまり好ましくない組合を調べたのかどうか知りませんが、私もでもちやうと調べた結果によりまして、今平岡さんのおつしやつたように、だれに幾ら売つた、それが組合員の甲乙丙に売り組合員外である丁戊に売つた、こういうことがはつきりしておつてこそ、今あなたのおつしやいますように、あるいは将来の分配金を出資に振りかえるといふことが可能なのかしれません。私の方で調べた幾つかの例は、全部がほとんどそうだったのですが、だれに売つたな、ということまで全然書いていないのです。しかも現金売りなんです。その人が組合員であるかないか、奥さんは始終買いに来てくださるから顔はわかるけれども、旦那さんが買いに来たときに、これは組合員であるか組合の人でないかわかりませんから、私のところでは同じように売つておられます。つたような調子で、しかも現金売りです。それから、だれが幾ら買つたといふことはてんでわかつていない。私、あまりものを知らりませんけれども、ロッヂデールの組合などの歴史をいろいろ／＼伺つてみますと、これはとにかく販売する値段は、普通の市場価格と同じ値段で売つて行く。同時に決算期になつて各組合員に對して、その売上高に應じて適當な払いもどしをする。これが消費組合の一番いい、健全な発達を促す姿であるといふふうに向つておられます。が、どうも私の方で調べてみました幾つかの事例は、そういう払いもどしもない、あるいは組合員のだなたに売つたといふことが大体わか

るわからぬというよりも、その從事していらつしやる方があまり関心を持つていらつしやらない、こういうふうな状態になつております。それば、お前の言うのは一番悪い例ばかりあげるのはないかとおつしやいます。が、東京の地域の組合員の中には、どうもそれが相当多そう。そうしますと、今平岡さんのおつしやつた意味はよその国に限られ、日本にも私はそういう組合もあると思ひますが、例にあげられるような組合の姿と現実の組合の姿とは、かなり隔たつたものがあろう。従ひまして、もちろん厚生省でいろいろ／＼監督していただく、あるいは指導していただく方についてもいろいろな改善が必要であらうと思ひますが、同時に税法の方におきまして、万事厚生省にお願ひしてしまつて、こちらの方はただそれに乗つて行くといふだけでは、おそろく負担の均衡の上から言ひまして、隣同士の小売屋さんの方から、私どもの方だけなぜそんなに税金を納めなければならぬのだろうかといふことが出て来る。これが一番私のおれておる問題でありまして、協同組合法の方は協同組合であります。が、税法の方としましては何か考へて行く必要があるのではないだろうか、こういうふうにお考へております。

○平岡委員 要するに今のゾルレンとしての協同組合論と現実のザインとしての協同組合論との食い違ひ、しかし揺籃期にはそういう点もあり得ます。でありますからその点を、目をつぶつてなしに、指導して行くという建前が必要であると思ひます。そこで今あなたが言われたような懸念があるの

で、今度厚生省の方でそれを制限する規定を出して来ておるのですから、去年の十六国会の場合とそこだけ違うわけ、その点を渡邊さんから去年と同じ答弁を繰返されてもらつても私は困ると思ひます。

それからもう一つの問題は、今度は地方税法が改正になりました、そこで出資配当に対する課税分がまた重課されて来て、追討ちをかけるような問題も出て来ております。でありますから、どうしても本法といひますか、国税としての今の消費組合課税は、やはりこの機会に改めてもらふねと、われ／＼が望むと逆な結果の重圧が消費組合にかかるわけ、それから今あなたはそういうふうな消費組合だか何だかさつぱりわからぬやつが横行しておるというところをおつしやつております。ですからそれは取締ればいいわけ、それは、消費生活協同組合の適格欠如者として除外すればいいのです。ですからその点、今のあなたのおつしやるりくつが消費生活協同組合に対する租税特別措置を妨げる理由にはならぬと思ふ。だからその点を明確にしておきたい。要するに、それは今の厚生省の指導と監督に信頼されて、やはり善意な立場においてこの問題を取扱つていただきたい。渡邊さんのおつしやるように、それは消費組合以前の問題である。どうぞお願いします。

○千葉委員長 内藤君に発言を許します。

○内藤委員 今平岡さんの御質疑ですが、生活協同組合は、ねらいはできるだけ生活費を切り詰めようということなんです。それは現実には少し悪いものはあるか存じませんが、そう

いうねらいを持つておるものを育て上げて、できるだけ日本の生活が楽になるようにしてやつたらどうですか。そんなものをいじめてみても、税金は一千万円かなんかで——ちよつと局長はあまりえげつないような、涙も何もないようです。これは皆さんの同意を得て、この前からの約束なのだから、ぜひ特別措置法の中に入れていと思ふのですが、それはひとつお含み置きを願ひたいと思ひます。

そこで委員長、議事進行についてお許し願ひたいと思ふのであります。が、実はついふんたぐさんの法律をこの委員会は抱いておるのであります。で、だん／＼と日も切迫して来ます。し、一生懸命にこの法律の成立にお互い協力いたしておるのであります。そこできょうの午後からでも、委員長の御配慮によりまして、全員の懇談会をひとつお開きいただきまして、腹の底から党派を超越してゆつくり相談を申したいと思ふのであります。皆さんにお諮りいただきまして、もし皆さんの御賛成を得ますれば、委員長でしかるべくおとりはからいいただきたい、この動議を提出いたします。

○千葉委員長 ただいまの内藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないと認めます。さように決定いたしますが、時刻は何時にいたしましょう。

〔二時半と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 午後二時半からにいたします。

それから秘密ですか、公開ですか。

〔秘密と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 それではさように決定

いたします。

休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

〔休憩後は開会するに至らなかつた〕